
特集：医療サービスの質の確保をめぐる諸問題 趣 旨

社会保障の中核的給付のひとつである医療は、年金等の所得保障給付ないし金銭給付と異なり、介護（ないし福祉）と同様、サービス給付としての性格をもつ。したがって、そこでは単なる量の多寡のみならず、質の良し悪しが当然に問題とされることになる。

もとより医療サービスの質をめぐる問題は、サービスそのものの質的評価（狭義の「質」をめぐる問題）にとどまらず、サービス提供者たる医療従事者の資格規制、評価の前提となるべき情報開示などに及び、さらには医療へのアクセス保障といった「量」の確保をめぐる問題とも密接に関連するなど、きわめて広い間口をもつテーマといえる。しかしながら、こうした意味で多岐にわたる医療サービスの質をめぐる諸問題に対する学問的アプローチは、わが国ではいまだ研究の緒についた段階とあって差し支えないように思われる。

本特集は、こうした研究状況にある医療サービスの質の確保をめぐる諸問題に対する各国の動向を明らかにすることを目指して組まれたものである。本特集の意義ないし特徴としては、さしあたり以下の諸点を指摘することができよう。

第一に、医療サービスの質をめぐる従来の研究が、医療経済学、医療診断学などからのアプローチが主流であったのに対し、本特集の多くは法学研究者の手によるものであることから、法的ないし法政策的視点からの新たな分析枠組みの提示が期待される。

第二に、研究対象国につき、質をめぐる問題への取り組みは、基本的には経済発展を背景とした医療提供体制の一応の量的充足が前提となつてこそ本格化するのではないかとの想定から、今回はG7に代表される欧米主要国を取り上げることにした。

第三に、比較制度研究を行うひとつの意義が、わが国社会保障制度の発展に資することにあるとの問題意識から、海外研究を主軸とする本誌の性格を承知の上で、あえてわが国を研究対象とする論稿を掲載することにした。他の諸論文における各国研究の進行状況を見定めながら、並行的にわが国の議論状況につき執筆していただいた点、また、おそらくは上述のように本特集テーマの本質的性格上、各論文で取り上げられたテーマが多岐にわたった点において、新田氏には大変困難を伴う執筆作業をお願いせざるを得なかった。

他方、本特集の限界としては、以上述べたことの裏腹の問題として、執筆者の専攻分野ゆえの分析手法等の限界、研究対象国の限界（北欧、豪州・ニュージーランドなどを扱えなかった）、医療サービスの質という間口の広いテーマに関わるすべての問題を扱いきれなかったことなどが挙げられよう。ともあれ、本特集が今後わが国で本格的に取り組まれるであろう医療サービスの質の確保をめぐる諸問題の研究に、少しでも資することになればと祈念する次第である。

（菊池馨実 大阪大学助教授）